四

場合	事項
特定技能外国人の受入れが困難となつた場合	［一～三　略］
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第三の六において「特定技能基準省令」という。）第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合	一　特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 二　特定技能外国人の現状 三　当該事由を解消するための措置

別表第三の六（第十九条の二十四の二関係）

場合	事項
委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となつた場合	一　委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となつた事由並びにその発生時期及び原因 二　当該支援業務に係る特定技能外国人の現状 三　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく一号特定技能外国人の受入れの継続のための措置

四

事由	事項
特定技能外国人の受入れ困難	［一～三　同上］
出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知	一　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 二　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容 ［号を加える。］

［別表を加える。］

適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合	一　適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 二　当該特定技能所属機関に係る特定技能外国人の現状 三　当該事由を解消するための措置

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

［略］

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十九条の十八及び第十九条の二十四の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第六項に規定する場合に該当することとなった場合における同条第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。